

災害時における相互協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）、社会福祉法人安中市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人安中青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲、乙及び丙が効果的な災害救援ボランティア活動支援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において丙に対して、次の事項について必要な協力を要請することができる。

- (1) 被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 災害救援ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分輸送の協力
- (3) 安中市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営への人的支援
- (4) その他災害の状況に応じた支援

2 前項の規定に対し、丙はその組織、機能等を最大限に活用し協力をを行う。

（平常時の協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) センターの運営に関する協力等、災害時における連携体制の確立
- (3) 防災に関する知識の普及及び啓発事業
- (4) その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（広域的協力体制の整備）

第4条 甲、乙及び丙は平常時より関係機関との連携を強化し、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう体制を整備しておくものとする。

（損害補償）

第5条 第2条第2項の規定に基づき丙が実施した事項により被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日

の30日前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定を更新しない旨の申出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月1日

甲 安中市安中一丁目23番13号
安中市
市長

乙 安中市安中三丁目19番27号
社会福祉法人安中市社会福祉協議会
会長

丙 安中市安中三丁目11番3号
公益社団法人安中青年会議所
理事長